

江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務委託
- (2) 委託期間 2018年(平成30年)4月1日～2019年(平成31年)3月31日
ただし、本プロポーザル方式により選定され、本業務の契約を締結した事業者で、業務委託の更新について特段の問題がないと本市が判断した場合は、当該年度後の2年間（平成31年度・平成32年度）について、単年度契約を更新できるものとします。ただし、次年度以降の契約を担保するものではありません。
- (3) 委託業務の内容「江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料（平成30年度予算が藤沢市議会で議決されることが条件になります）
37,760,000円以下（消費税及び地方消費税を含む金額）

3. 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとします。

この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定するものです。

4. 日程（案）

| | |
|--------------------|--|
| 実施要領の公表・交付期間 | 2018年(平成30年)1月17日(水)から 2018年(平成30年)1月31日(水)まで |
| 参加表明書の提出期間 | 2018年(平成30年)1月17日(水)から 2018年(平成30年)1月31日(水)まで |
| 実施要領に関する質問書の提出期間 | 2018年(平成30年)1月17日(水)から 2018年(平成30年)1月31日(水)まで |
| 実施要領に関する質問書に対する回答日 | 2018年(平成30年)2月1日(木) 電子メールで回答をします。 |
| 企画提案書等の提出期間 | 2018年(平成30年)2月2日(金)から 2018年(平成30年)2月9日(金)まで |
| プレゼンテーションの実施日 | 2018年(平成30年)2月14日(水) |

| | |
|-----------|-----------------------|
| 選考結果の通知 | プレゼンテーションの日から7日以内 |
| 契約締結・業務開始 | 2018年（平成30年）4月1日（日）予定 |

※参加表明書、質問書、企画提案書等の受付時間については、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前8時30分から午後4時30分までとします。

5. 応募資格

本業務委託に係るプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。また、民間事業者グループで申し込む場合は、必ず代表事業者1社を選定してください。

- (1) 2018年（平成30年）1月16日（火）までに、かながわ電子入札共同システム平成29・30年度競争入札参加資格登録認定を藤沢市長から受けている者。また、藤沢市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 募集開始の前日から契約締結日までの間において、本市から指名停止措置を受けていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者
- (6) 募集開始の前日において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 募集開始の前日において、事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 今回のプロポーザルにおける他提案の民間事業者グループの構成事業者となっていない者。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び藤沢市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき、藤沢市長から一般廃棄物収集運搬業許可を受けた者であること。
- (10) (1) から (9) の要件を満たしている事業者で、この事業を履行するために新規で民間事業者グループを構成するときは、全ての構成事業者が本応募資格を満たしていない

ればならない。

なお、構成事業者のうち代表事業者が応募をすることとする。

6. 実施要領等の配布

2018年(平成30年)1月17日(水)から2018年(平成30年)1月31日(水)までの開庁日のうち、午前8時30分から午後4時30分までの間に事務局で無料配布を行います。なお、併せて「藤沢市ホームページ」に掲載しますので、ダウンロードが可能です。

(配布資料)

- (1) 江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)
- (2) 江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)
- (3) 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- (4) 会社概要書(様式第2号)
- (5) 実施要領に関する質問書(様式第3号)
- (6) 提案書(様式第4号)
- (7) 見積書(様式第5号)

7. 各種資料の提出先及び問い合わせ先

事務局

藤沢市環境部環境事業センター 業務担当 森田 松田

住 所 〒252-0816 藤沢市遠藤2023番地の17

電 話 0466-87-3912(直通)

メールアドレス fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

8. 参加表明書及び応募資格の要件を満たすことの証明書の提出

本業務に参加を希望するものは、次のとおり「公募型プロポーザル参加表明書」及び応募資格の要件を満たすことの証明書を提出してください。なお、提出期限までに提出しない者は、本業務プロポーザルの公募に参加することができません。

(1) 提出書類

- ア. 「公募型プロポーザル参加表明書」(様式第1号)
- イ. 「会社概要書」(様式第2号)及び会社パンフレット等並びに役員名簿
(パンフレット等が無いときは、会社の概要(業務内容・実績)が分かる任意書式の書類。民間事業者グループ参加をする事業者は、各事業書のパンフレット等会社概要書及び役員名簿、構成者一覧表、協定書の写し等民間事業者グループ構成及び委託料の分配率等の分かる書類。)
- ウ. 「本業務に使用する予定の車輛の車検証の写し」
- エ. 「登記簿謄本の写し」 2017年12月1日以降に発行したもの
- オ. 「決算書の写し」 過去5年間の決算書の写し(平成24年度から平成28年度)
- カ. 「身分証明書」 個人営業の場合のみ提出してください

キ、「納税証明書」 過去5年間の納税証明書の写し

(平成24年度から平成28年度の証明書で2017年12月1日以降に発行されたもの。法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税(未納のないことの証明でも可(納税証明その3の3))、法人市民税、固定資産税(固定資産がない場合は、無資産証明。))

(2) 提出期限 2018年(平成30年) 1月31日(水) 午後4時30分必着

(3) 提出先 事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」いずれかの方法による。

9. 実施要領に関する質問及び回答

質問は、質問書により提出してください。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要なないと判断する質問並びに口頭による質問は受け付けません。

(1) 質問書の提出

ア. 提出書類 実施要領に関する質問書(様式第3号)

イ. 提出期限 2018年(平成30年) 1月31日(水) 午後4時30分必着

ウ. 提出先 事務局

エ. 提出方法 次のいずれかの方法による

(ア) 持参

(イ) 郵送「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」いずれかの方法による。

(ウ) 電子メール(添付ファイルの形式は、PDFで開けるもの)

※事業者はメール送信後に受信の確認を電話で行ってください。

(2) 質問書の回答

質問書の回答は、参加表明書を提出した全ての者に対し、2018年(平成30年)2月1日(木)に電子メールで回答を予定します。なお、この質問回答書は、本実施要領を補完するものとみなします。

10. 提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、次の書類を全て提出してください。

(1) 提出書類

ア. 提案書(様式第4号)及び企画提案書(任意様式) 原本1部 写し10部

イ. 見積書(様式第5号)及び内訳書(任意様式) 原本1部 ※厳封

(内訳書の記載内容は、別紙「収集品目一覧表」のとおり)

(2) 提出期限 2018年(平成30年) 2月9日(金) 午後4時30分まで

(3) 提出先 事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送(「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」いずれかの方法による。)

(5) 注意事項

ア. 用紙の規格は、A4判、提案書「様式4」は含めずに10ページ以内とし、綴じないでください。

イ. 提案書等に記載する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とします。なお、書体・行間は任意とします。

- ウ. 用紙の余白は、各辺最低10mm以上設けてください。
- エ. 文字を補完するためのイラスト、図表等を使用することは可とします。
- オ. 図表等は、A3判を使用してもかまいません。A3判1ページにつき、A4判1ページ分と換算してください。
- カ. 提案書等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。
- キ. 参加表明書を提出した者であっても、受付期間内に提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなし失格とします。

1 1. 提案書の作成要領

別紙「仕様書」に即した提案内容とし、次の項目について記載をしてください。

(1) 業務の運営方針

- ア. 本業務の目的に対する考え方
- イ. 業務を行う上での基本的な考え方

(2) 業務内容の説明

- ア. 安定的な収集体制の確保（人員及び車両、その他）について
- イ. 収集車両の保有台数及び車両種類の内訳並びに人員（常勤職員・非常勤職員の内訳及び実務経験）について
- ウ. 廃棄物及び資源の戸別収集や併せ収集の実績及び方法について
- エ. 事故等の際の応援体制、災害時の収集対応について。
- オ. 江の島島内及び藤沢駅周辺区域（別紙「仕様書」に示した区域）が観光地であること及び藤沢駅においては、3路線が共存するふじさわの顔ともいえる特殊な区域であることの特性・留意点を踏まえた効率的な廃棄物及び資源の収集運搬方法について
- カ. クレーム対応に関することについて
- キ. 廃棄物及び資源の回収漏れに対する対応について
- ク. ごみ収集中の市民対応について
- ケ. 安全運転、安全作業を行ううえでの規則の有無及び社員教育について
- コ. 社員教育（知識・顧客（住民）対応）に関することについて
- サ. ごみの減量・資源化や分別等についての社員教育について
- シ. 障がい者雇用等福祉事業への対応について
- ス. 社会貢献活動（ボランティア・環境事業・その他活動）について

1 2. 参加資格の適否の通知

参加資格の適否の通知は、参加表明書を提出した全ての者に対し、2018年（平成30年）1月30日（火）までに電子メールで回答をします。

なお、参加資格を認められた者については、併せてプレゼンテーションの日時についても通知します。

1 3. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、当該業務に係る提案を行うことができません。

- (1) 「5 応募資格」に規定する当該業務に係る応募資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

- (3) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- (4) 2以上の提案をしたとき。
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。
- (8) 見積額が2-(4)の予算額を超過している場合。
- (9) その他、本市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

1 4. 審査及び結果通知

受託業者の選定方法は総合評価方式として、「江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務に係るプロポーザル審査要領」に基づき「江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務に係るプロポーザル審査委員会」が審査するものとします。

(1) プレゼンテーション

日 時 2018年(平成30年) 2月14日(水)

※多数の事業者(概ね5事業者以上)から応募をいただいた場合には、日程を変更することがあります。

※実施時間及び場所等については、別途連絡します。

時間配分 プレゼンテーションに要する時間は、最長20分としてその後の質疑応答を含めて35分以内とします。機器準備時間は別途設けます。(5分以内)

また、プレゼンテーション当日の説明者は3名以内とします。説明者は本業務を受託した場合、実際に担当するものであり、且つ提出した提案書の作成者となります。

提案説明にあたっては、市がプロジェクターを用意しますが、パソコン等の必要機材は参加する事業者が用意してください。

(2) 審査基準

ア. 安定的な収集体制の確保(人員及び車両)に関する事項

(ア) 企業概要に関することについて。企業の規模が適正か。

(イ) 今後の安定的な経営手法、会社の経営基盤

(ウ) 過去から現在までの藤沢市での廃棄物等収集運搬事業実績

イ. 収集運搬能力に関すること

(ア) 戸別収集や併せ収集への実績及び方法等について業務の趣旨を理解し、目的の適合性が高いか

(イ) 業務の取り組みに対して意欲が高いか

(ウ) 事故等発生時の応援体制

(エ) 災害時の対応

ウ. 収集運搬方法に関すること

(ア) 江の島頂上部の収集方法について

(イ) 江の島参道部分の収集方法について

(ウ) 江の島狭隘部分の収集方法について

(エ) 藤沢駅周辺の収集方法について

- (オ) 海の家収集方法について
 - (カ) 収集時間について
 - (キ) 新たな収集方法の提案
 - エ. クレーム対応に関すること
 - (ア) クレーム対応が迅速にできるか
 - (イ) クレーム対応が夜間・緊急時にできるか
 - (ウ) クレーム対応の人員確保ができていますか
 - (エ) 収集漏れ等のクレームや緊急的な対応について、企業のモラルが適正か。
 - (オ) 収集中の市民への対応
 - (カ) 接遇研修を実施しているか
 - (キ) その他クレーム対応等
 - オ. 安全運転・安全衛生に関すること
 - (ア) 安全運転に対しての社内の取組・ルール
 - (イ) 交通安全に係る研修が実施されているか
 - (ウ) 安全衛生に関する委員会等の設置がされているか
 - (エ) その他安全運転・安全衛生に関しての取組
 - カ. 社員教育・社会貢献に関すること
 - (ア) 資源やごみの分け方・出し方について研修を実施しているか
 - (イ) 事業者としてボランティア活動・環境事業活動へ参加しているか
 - (ウ) 障がい者雇用や障がい者への受注事業・対応研修を実施しているか
 - (エ) その他社員貢献活動を実施しているか
 - キ. 見積書の内容
 - 見積書の内容が適正か
 - ク. 総合評価
 - 本業務に係る提出書類及び提案内容を通して、特筆すべき内容があるか。または、総合的にバランスが取れ、実行できる内容となっているか。
- (3) 評価について
- 「江の島島内及び藤沢駅周辺収集区域廃棄物等収集運搬業務委託選考委員会審査要領」に基づき評価点を算出し、基準点を満たし、最高評価点となった提案者を優先交渉権者とします。ただし、最高評価点が基準点を満たし同点の場合は、見積額の安価な者から順に優先交渉権者とします。また、評価点が基準点を満たし、最高評価点・見積額が同じ者が複数いる場合は、該当者の中からくじ引きにより優先交渉権者を決定します。
- なお、参加事業者が1事業者の場合は、評価が基準点に到達した場合のみ交渉権者とします。
- (4) 結果の通知
- 選考結果は、企画提案書提出者全員に対して、選定結果通知書（様式第6号及び様式第7号）により、プレゼンテーション実施日から起算して7日以内に郵送で通知します。選考結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「提出者本人の得点」及び「順位」のみ応じます。

15. 契約手続き等

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者と協議して、随意契約による契約手続きを進めるものとします。
- (2) 優先交渉権者に選定された事業者が、選定後応募資格を喪失した場合、またはその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、次点の事業者と交渉します。
- (3) 仕様については、プロポーザル選定時の仕様書を前提とした上で、優先交渉権者の提案に基づき、市と優先交渉権者で調整し決定します。
- (4) 本プロポーザルに係る契約は、平成30年度予算が藤沢市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、本プロポーザルに係る契約は無効となります。
- (5) その他、本市の契約規則を遵守してください。

16. 秘密保持義務

本プロポーザルを含む業務の実施に当たって、参加表明書を提出した事業者は次の事項を遵守してください。

- (1) 業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。本プロポーザル実施期間終了後及び職を退いた場合においても同様とします。
- (2) 業務の履行に係るデータを本市が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはなりません。また、本市の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはなりません。
- (3) 本市から提供された入出力帳票及び媒体等の取扱いについて、作業者及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底させなければなりません。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備し、作業が終了したときには速やかに本市に返還しなければなりません。

17. その他

- (1) 一度、参加表明書を提出した後、表明を取り下げの場合は「参加表明書取り下げ書」(任意書式)を提出してください。
- (2) 本業務のプロポーザルに係る費用は、一切を応募者が負担します。
- (3) 提出書類は、一切返還しません。
- (4) すでに提出した提案書等の内容に変更及び追加が生じたときは、各書類の提出期限内に事務局へ持参をしてください
- (5) 本市は提出された書類について、本業務以外の目的で使用しません。

以 上